

# はつらつ

発行：松江保健所

## マナーからルールへ

### 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されます！！

“望まない受動喫煙”をなくすため、健康増進法が改正され、多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙が義務づけられます。

この法律では、多くの人が利用する施設等の区分に応じて禁煙措置や喫煙場所の特定、および掲示などが義務づけられます。

受動喫煙の影響を受けやすい子どもや患者等に、特に配慮が必要です。一人ひとりが法律の趣旨を理解し、意識を高めることで、“望まない受動喫煙”をなくしましょう。

#### ○改正の内容

**+** **病院・学校**  
学校・児童福祉施設、病院・診療所、  
行政機関の庁舎等

令和元年7月1日から  
「敷地内禁煙」です！！

\* 例外的に、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙所を設置することも可能です。

**🍴** **飲食店**

**🏢** **オフィス・事業所など**  
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送  
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

令和2年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です！！

\* 屋内に喫煙専用室、加熱式たばこ専用室の設置も可能です。

\* 飲食店のうち、既存の経営規模の小さな飲食店については、一定の条件を満たせば喫煙可能とすることができます。

#### ○法律で義務づけられること

- 【施設管理者】
- ・ 喫煙禁止場所での喫煙器具や設備（灰皿等）の設置の禁止
  - ・ 喫煙室内へ20歳未満の者（従業員を含む）を立ち入らせない 等
- 【すべての者】
- ・ 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
  - ・ 紛らわしい標識の掲示、汚染等の禁止
  - ・ 受動喫煙を生じさせないよう配慮義務 等

※改正健康増進法は紙巻きたばこだけでなく、加熱式たばこも規制の対象となります。

※義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

★詳しい情報は 島根県ホームページ：

島根県 たばこ対策



【問合せ先】健康増進課 0852-23-1314

## 風しんが流行しています！

現在、島根県内において風しんが流行しています。患者さんのほとんどが30～50代の男性となっています。

発熱、発疹、リンパ節の腫れが一般的な症状です。

妊婦さんが感染すると、眼や耳、心臓などに障がいのある赤ちゃんが生まれる可能性があり、特に注意が必要です。



### ○生まれてくる赤ちゃんを守るために…

風しんにはインフルエンザのように有効な治療薬はありません。予防接種により風しんへの抵抗力（抗体）をつけて、風しんに感染しないようにすることが大切です。風しんの流行も防ぐことができます。

- 定期予防接種を忘れずに受けましょう。1歳の間に1回、小学校入学前の1年間にもう1回受けることができます。
- 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、原則無料で風しんの抵抗力があるかどうかの検査（抗体検査）と予防接種を受けられます（令和3年度末まで）。対象の方へは市役所からクーポン券が送付されますので、詳しくはそちらをご覧ください。
- 妊娠を希望する方やその同居者、抵抗力（抗体）の低い妊婦さんの同居者は風しんの抗体検査を無料で受けることができます。風しんへの抵抗力（抗体）が低いと分かった場合は予防接種を受けましょう。

【問合せ先】衛生指導課 0852-23-1317

## 毒キノコ・有毒植物に注意

○毎年、有毒キノコを原因とする食中毒が発生しています。

○有毒植物による食中毒で死者も発生しています。



食用と確実に判断できないキノコ・植物は

**絶対に採らない！ 食べない！**  
**売らない！ 人にあげない！**



キノコ・野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！

【問合せ先】衛生指導課 0852-23-1317

## 指定難病の医療費助成について

松江保健所では、指定難病の医療費軽減のための助成制度の申請を受け付けています。

### ○「指定難病」とは

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣から指定された疾病。平成31年4月現在で331疾病が指定されています。

### ○「指定難病」の主なもの

- ・パーキンソン病
- ・潰瘍性大腸炎
- ・全身性エリテマトーデス
- ・特発性拡張型心筋症
- ・クローン病 など

### ○助成制度の申請にあたって

申請には医師が作成する診断書（臨床調査個人票）が必要です。診断書の書式や申請書類については郵送でもお届けできます。

難病の相談窓口もありますので、お気軽にお問い合わせください。

### ○難病専門相談開催のお知らせ○

相談は要予約です。予約は10月1日(火)から受付開始します。

【日にち】11月14日(木) 13:00~16:00 【相談時間】お一人あたり約30分

【場所】安来中央交流センター(安来市安来町896-1)

【担当医】島根県立大学出雲キャンパス 副学長 山下 一也医師(神経内科)

【問合せ先】医事・難病支援課 0852-23-1315



## 無責任なエサやりはやめましょう！！



### 犬や猫はエサだけもらえば幸せでしょうか？

#### 野犬にエサを与えると...

- 人を怖がらなくなり、町中をうろつき、空き家などで繁殖します。
- 子育て中は神経質になり、飼い猫や、時には人を攻撃することもあります。
- 夜間に道路を横断し、交通事故に遭うことがあり、犬はもちろんドライバーにとっても大変危険です。

#### のら猫にエサを与えると...

- そこにすみついて年に2~3回出産し、あっという間に数が増えます。
- 庭や畑を荒らしたり、ところかまわず糞尿をします。
- 繁殖期には大声で鳴いたり、ケンカをします。
- ノミが大発生することがあります。

「お腹を空かせてかわいそうだから...」善意のエサやりが、結果的に飼い主のいない犬や猫を嫌われ者にしてしまいます。動物の命を大切にするとともに、動物が好きな人も苦手な人も共に幸せに暮らす社会になるよう、地域全体で考えましょう。



【問合せ先】動物愛護推進課 0852-61-8875

## 「専門相談」のご案内

◆◆◆気軽に相談ください。◆◆◆

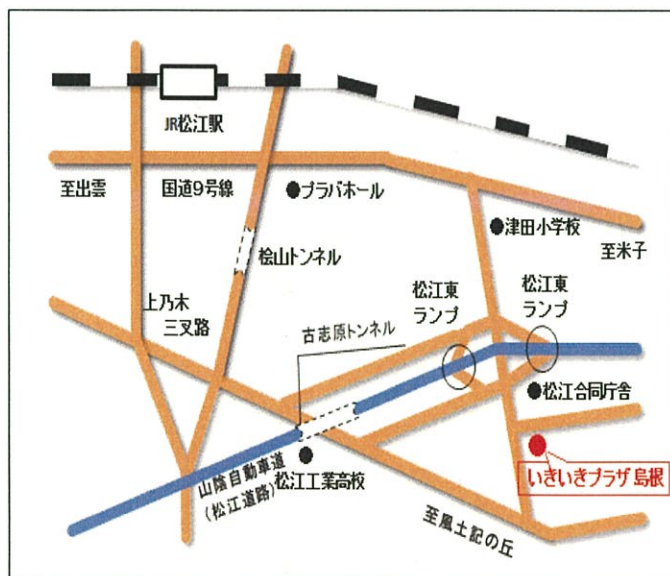
	事業内容	相談日・検診日	担当課
心の健康相談 (安来中央交流センター)	心の健康、お酒の問題で悩んでいる方やその家族の方を対象に精神科医師による相談	<b>予約が必要</b> 奇数月に実施 *別に松江会場(いきいきプラザ島根)にて毎月実施	心の健康支援課 TEL (0852) 23-1316
アルコール相談	アルコール問題で悩んでいる方やその家族の方を対象に臨床心理士、島根県断酒新生活会(酒害・家族相談員)による相談	<b>予約が必要</b> 毎月1回	
難病相談	原因不明で症状が慢性化し、治療が困難な病気の方やその家族の方を対象に、治療上の不安、療養、介護の相談及び特定疾患に関する医療費助成制度等についての相談	随 時	医事・難病支援課 TEL (0852) 23-1315
エイズ相談	エイズに関する相談	随 時	直通専用電話 TEL (0852) 31-5051
エイズ検査	HIV検査は、無料・匿名・即日検査	<b>予約が必要</b> 第2火曜日、第3木曜日 9:00~11:00 第4火曜日 9:00~11:00 13:30~15:00	
肝炎検査	肝炎ウイルス検査(B型・C型)を無料で実施		医事・難病支援課 TEL (0852) 23-1315
肝炎相談	肝炎検査等に関する相談	随 時	
HTLV-1相談	HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス-1型)に関する相談	随 時	
思春期専門相談	思春期の心と体の問題で悩んでいる方やその家族等を対象とした保健師等による相談	随 時	健康増進課 TEL (0852) 23-1314
長期療養児相談	小児慢性特定疾病患者等長期療養を必要とするお子さんと保護者の方を対象とした相談	随 時	
医療安全相談	医療に関する相談、医療機関に関する苦情などの相談(医療内容のトラブル、診療行為の是非や過失の有無など相談に対応できない場合もあります)	月曜日から金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00~12:00 13:00~17:00	直通専用電話 TEL (0852) 32-5258

★その他保健、薬事、食品衛生、動物の愛護、環境保全、廃棄物のこと等何でもご相談ください。

★各種相談の秘密は厳守いたします。

★相談日が特に指定していない「随時」は開庁日の8:30~17:15までに限ります。

★実施日は祝日・年末年始等による変更がありますので、各月の実施日を確認の上ご利用ください。



### 松江保健所(「いきいきプラザ島根」3階)

〒690-0011 松江市東津田町1741-3

TEL (0852)23-1313 FAX (0852)21-2770

E-mail matsue-hc@pref.shimane.lg.jp

URL [http://www.pref.shimane.lg.jp/matsue\\_hoken/](http://www.pref.shimane.lg.jp/matsue_hoken/)

#### 【アクセス】

○[車でお越しの際は]

- ・山陰自動車道(松江道路)「松江東」出口から南へ200m
- ・国道9号線「東津田交差点」から南へ1.4km

○[バスでお越しの際は]

- ・松江市営バス「県合同庁舎前」停留所下車  
〈JR松江駅前から、「南循環線外回り」(約15分)又は「県合同庁舎行き」(約20分)〉